

## 沖縄県港湾管理条例 -抄-

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の規定により、県が管理する港湾の利用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定によつて認可のあつた区域をいう。
- (2) 港湾隣接地域 法第37条第1項の規定により知事が指定する区域をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定に基づき国土交通大臣が認定した施設であつて、県が管理するものをいう。
- (4) 宜野湾港マリーナ 宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

(県管理港湾)

第2条の2 県が管理する港湾は、別表第1のとおりとする。

(行為の禁止等)

第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号から第10号までに掲げる行為について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 港湾区域内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (2) 係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、牛馬車、畜類等を停滞させること。
- (3) 港湾区域内又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものを投棄又は放置すること。
- (4) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）の規定に基づき知事が設定した制限区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (5) 前各号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。
- (6) 爆発物その他危険物（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）に定めるものをいう。）を荷役するために、係留施設（当該専用に供するものを除く。）を使用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶を係留すること。
- (7) 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障のあるものを係留すること。
- (8) 係留施設以外の箇所に船舶を係留すること。
- (9) 係留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。
- (10) 人寄せをし、又は物品を販売すること。

(港湾施設使用上の規制)

第4条 知事は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認めるときは、その施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(放置物件の除去命令)

第5条 知事は、港湾区域内又は港湾施設内における放置物件が港湾の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(船舶の移動命令等)

第5条の2 知事は、港湾施設の利用の増進を図るために必要があると認めるときは、係留、停泊又は停留している船舶に対し離岸、転びよう又は移動を命ずることができる。

(関係書類の提示)

第5条の3 知事は、荷さばき施設若しくは保管施設を使用する貨物又は入港船舶について必要があると認めるときは、当該貨物の数量又は船舶のトン数その他必要な事項について当該使用者若しくは貨物取扱人又は船長に対し、関係書類の提示を求めることができる。

(入出港届)

第6条 船舶は、規則で定める港湾の港湾区域内に入港し、又は当該港湾区域内から出港しようとするときは、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に指定した船舶については、この限りでない。

(港内営業の届出)

第6条の2 港湾施設において、次の各号に掲げる業を行おうとする者は、知事に届け出なければならない。

- (1) 港湾運送事業
- (2) 海上運送事業
- (3) 倉庫業
- (4) 引船業
- (5) 綱取業
- (6) 船舶給水業
- (7) 不用品等の回収業
- (8) 船内清掃業

(施設の使用許可)

第7条 港湾施設を使用しようとする者は、知事(宜野湾港マリーナにあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))。次項、第12条第2項及び第13条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2又は別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(占用料)

第8条の2 港湾区域内の水域(港湾法施行令(昭和26年政令第4号)で定める

その上空及び水底の区域を含む。)又は港湾隣接地域内の公共空地(以下「水域又は公共空地」という。)に係る法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第4に掲げる占用料を納入しなければならない。

2 前項の占用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(土砂採取料)

第8条の3 水域又は公共空地に係る法第37条第1項第2号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第5に掲げる土砂採取料を納入しなければならない。

2 前項の土砂採取料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料等の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料、占用料又は土砂採取料(以下「使用料等」という。)を減額又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第10条 既に納入した使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(権利義務の承継等)

第12条 使用者について、相続、合併又は分割があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第7条第1項の許可に係る地位を承継した法人は、当該使用者の港湾施設に係る権利義務を承継する。

2 前項の規定により権利義務を承継した者は、その承継のあつた日から起算して14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その使用の許可の取消し、使用の制限、使用場所の変更、施設物の撤去又はその他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例(これに基づく規則を含む。以下この号において同じ。)又はこの条例に基づく知事の命令に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により許可を受け、又は使用料の徴収を免れた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(原状回復の義務等)

第14条 使用者は、港湾施設の使用を終わつたとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、自己の負担において、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第15条 使用者又はその代理人若しくはこれらの使用人の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失又はき損したときは、使用者は、知事が指定する期日ま

でに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。  
ただし、知事が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。

(宜野湾港マリーナの管理)

第16条 宜野湾港マリーナの管理は指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条の規定による使用の許可に関する業務、第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する業務、第13条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務
- (2) 宜野湾港マリーナの維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナの管理運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第7条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第19条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に宜野湾港マリーナの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、宜野湾港マリーナの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第20条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(休港日)

第21条 宜野湾港マリーナの休港日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休港日を臨時に変更することができる。

(使用時間)

第22条 宜野湾港マリーナの使用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで
- (2) 前号の期間以外の期間 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(事務処理の特例)

第24条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別表第6の左欄に掲げる港湾に係る次に掲げるもの（渡久地港、本部港及び運天港以外の港湾については、第1号から第4号まで及び第13号に掲げる事務に限る。）は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
- (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
- (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
- (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
- (8) 第7条に規定する港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務
- (9) 第8条に規定する使用料（港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。）の徴収に関する事務
- (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

(罰則)

第25条 第3条、第7条第1項若しくは第15条の規定に違反し、又は第5条、第5条の2若しくは第13条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第26条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔昭和50年条例39号・平成12年47号〕

(過怠金)

第27条 詐偽その他不正の行為により占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、第8条の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる港湾以外の港湾の港湾施設の使用者からは、使用料を徴収しないことができる。

- (1) 運天港
- (2) 渡久地港
- (3) 本部港
- (4) 宜野湾港
- (5) 中城湾港 (新港地区)

—中略—

別表第1 (第2条の2関係)

港湾名	所在地
前泊港	伊平屋村
野甫港	伊平屋村
仲田港	伊是名村
内花港	伊是名村
奥港	国頭村
塩屋港	大宜味村
古字利港	今帰仁村
運天港	今帰仁村 名護市
伊江港	伊江村
水納港	本部町
渡久地港	本部町
浜崎港	本部町
本部港	本部町
瀬底港	本部町
金武湾港	宜野座村 金武町 うるま市
中城湾港	うるま市 沖縄市 北中城村 中城村 西原町 与那原町 佐敷町 知念村
宜野湾港	宜野湾市
徳仁港	知念村
兼城港	久米島町
栗国港	栗国村
渡嘉敷港	渡嘉敷村

座間味港	座間味村
阿護の浦港	座間味村
慶留間港	座間味村
北大東港	北大東村
南大東港	南大東村
来間・前浜港	下地町
長山港	伊良部町
普天間港	多良間村
水納港	多良間村
前泊港	多良間村
白浜港	竹富町
租納港	竹富町
上地港	竹富町
竹富東港	竹富町
黒島港	竹富町
小浜港	竹富町
鳩間港	竹富町
船浦港	竹富町
仲間港	竹富町
船浮港	竹富町
祖納港	与那国町

注 平成17年7月26日条例第39号により、平成17年10月1日から施行  
別表第1 来間・前浜港の項中「下地町」を「宮古島市」に改め、同表長山港の  
項中「伊良部町」を「宮古島市」に改める。

一部改正〔昭和48年条例42号・49年9号・50年39号・54年12号・55年11号  
・57年7号・59年34号・平成元年27号・5年31号・8年10号・12年47号・1  
4年11号・17年10号〕

別表第2（第8条関係） 宜野湾港マリーナ以外の港湾施設

種別	区分	単位	使用料
岸壁、物揚場及 び棧橋使用料	旅客定期航路船舶のう ち外航船舶（総トン数 20トン以上の船舶）	係留1回（継続するも のは、24時間までを1 回とする。）総トン数1 トンにつき	2円
	旅客定期航路船舶のう ち内航船舶（総トン数 20トン以上の船舶）	係留1回（継続するも のは、24時間までを1 回とする。）総トン数1 トンにつき	2.10円
	旅客定期航路船舶以外	係留1回（継続するも	4円

	の船舶のうち外航船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	のは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	
	旅客定期航路船舶以外の船舶のうち内航船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	4.20円
荷さばき地使用料		(1) 貨物搬入の日から15日以内 1平方メートル1日につき (2) 貨物搬入の日から16日以降 1平方メートル1日につき	5.25円(ただし、初日は無料) 10.50円
野積場使用料	一般使用	(1) 貨物搬入の日から15日以内 1平方メートル1日につき (2) 貨物搬入の日から16日以降 1平方メートル1日につき	4.20円 8.40円
	専用使用	1平方メートル1月につき	105円
上屋使用料	一般使用	(1) 貨物搬入の日から15日以内 1平方メートル1日につき (2) 貨物搬入の日から16日以降 1平方メートル1日につき	9.45円 18.90円
	専用使用	1平方メートル1月につき	283.50円
港湾施設用地使用料	電柱、鉄柱、広告塔その他これらに類するものの敷設用地及び地下埋設物の敷設用地として使用する場合	沖縄県道路占用料徴収条例(昭和47年沖縄県条例第21号)別表に定める単位及び額による。	
	港湾機能施設用地その他	1平方メートル1月につき	沖縄県行政財産使用料条例(昭和47年沖縄県条例第68号)第2条
旅客施設及び事務所使用料		1平方メートル1月につき	沖縄県行政財産使用料条例(昭和47年沖縄県条例第68号)第2条



				に定める基準により、その都度知事が定める。
港湾環境整備施設使用料	庭球場使用料	一般	一面1時間につき	310円
		児童・生徒	一面1時間につき	150円
	多目的広場使用料	照明設備	1時間につき	400円
		照明設備	2時間につき	525円
		照明設備	1時間につき	1,620円
給水施設使用料			給水量1立方メートルにつき	31.50円に水道料金を加算した額

備考

- 1 時間、日、重量、容積又は面積を単位とする場合に、それぞれの単位に満たないときは、切り上げる。
  - 2 専用使用以外の月を単位とする場合における15日以下の使用に係る使用料の額は、それぞれに定める額の半額とする。
  - 3 船舶の係留時間は、係留した時刻から離岸した時刻までとする。
  - 4 荷さばき地、野積場又は上屋の使用日数は、貨物搬入の日から起算し、貨物搬出の日までとする。
  - 5 「旅客定期航路船舶」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業に供する船舶をいう。
  - 6 「外航船舶」とは消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、「内航船舶」とは外航船舶以外の船舶をいう。
  - 7 「専用使用」とはその施設を1月以上の期間を定めて特定の者の使用に供することをいい、「一般使用」とは専用使用以外の使用をいう。
  - 8 「児童・生徒」とは小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 全部改正〔平成8年条例10号〕、一部改正〔平成9年条例12号・16年18号〕

別表第3（第8条関係）宜野湾港マリーナ

1 浮桟橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨットの陸置場を除く。）使用料

単位	区分	使用料					
		艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル未満のもの	艇長6メートル未満のもの	艇長7メートル未満のもの	艇長8メートル未満のもの	艇長9メートル未満のもの

使用期間が1月未満の場合 1艇 1日につき	陸置	671円	811円	952円	1,093円	1,233円	1,374円	1,374円に10メートルを超える1メートルまでごとに141円を加算した額
	海上係留	818円	978円	1,138円	1,298円	1,459円	1,619円	1,619円に10メートルを超える1メートルまでごとに160円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇 1月につき	陸置	13,415円	16,228円	19,040円	21,853円	24,666円	27,478円	27,478円に10メートルを超える1メートルまでごとに2,813円を加算した額
	海上係留	16,353円	19,557円	22,762円	25,967円	29,172円	32,377円	32,377円に10メートルを超える1メートルまでごとに3,205円を加算した額
使用期間が1年の場合 1艇につき	陸置	139,986円	169,334円	198,683円	228,031円	257,380円	286,728円	286,728円に10メートルを超える1メートルまでごとに29,348円を加算した額
	海上係留	170,636円	204,077円	237,519円	270,961円	304,402円	337,844円	337,844円に10メートルを超える1メートルまでごとに33,

								442円を加算した額
--	--	--	--	--	--	--	--	------------

2 ディンギー型ヨットの陸置場使用料

単位	使用料		
	艇長3メートル未満のもの	艇長3メートル以上5メートル未満のもの	艇長5メートル以上のもの
使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	262円	367円	525円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	2,625円	3,675円	5,250円
使用期間が1年の場合 1艇につき	26,250円	36,750円	52,500円

3 その他の施設使用料

種別	単位	使用料
揚降機使用料	揚艇及び降艇1回につき	1,570円
艇庫使用料	1艇1月につき	12,075円
会議室使用料	1時間につき	315円
駐車場使用料	1台1日につき	
	(1) 原動機付自転車及び自動二輪車 (2) 普通自動車	100円 300円
船具ロッカー使用料	(1) 使用期間が1月未満の場合 ロッカー1個1日につき	210円
	(2) 使用期間が1月以上の場合 ロッカー1個1月につき	2,100円
更衣ロッカー及びシャワー使用料	1回につき	150円
給水施設使用料	1基30分につき	150円
給電施設使用料	1基30分につき	190円

備考

- 艇庫の使用の許可に係るヨット又はモーターボートの出港又は陸揚げの準備等のため、浮棧橋、物揚場又は陸置場を一時的に使用する場合には、浮棧橋、物揚場及び陸置場使用料は徴収しない。
- 使用時間等が分、時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に30分、1時間、1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が30分、1時間、1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ30分、1時間、1日又は1月として計算する。
- 「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットを

いう。

- 4 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。

全部改正〔平成8年条例10号〕、一部改正〔平成9年条例12号・13年36号〕

別表第4（第8条の2関係）

占用料

種別	単位	金額	
棧橋、係船場	占用面積1平方メートル1年につき	120円	
係船くい	1本1年につき	100円	
係船浮標、信号標	1基1年につき	300円	
電柱（支柱、支線、その他の柱類を含む。）	1本1年につき	700円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年につき	700円	
ひ管等埋架設物（開きよ水路を含む。）	直径30センチメートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	60円
	直径30センチメートル以上1メートル未満のもの		200円
	直径1メートル以上のもの		300円
通路、通路橋	占用面積1平方メートル1年につき	60円	
倉庫、工場、造船場及び事務所の敷地	占用面積1平方メートル1年につき	125円	
材料置場、作業現場、仮小屋	占用面積1平方メートル1年につき	125円	
物置場、物干場	占用面積1平方メートル1年につき	72円	
広告板、広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,570円	
貸ボート置場	1隻1年につき	530円	
漁業用工作物	占用面積1平方メートル1年につき	20円	
耕作地、採草地	占用面積1平方メートル1年につき	7円	
宅地	占用面積1平方メートル1年につき	118円	
各種試掘調査のための施設	占用面積1平方メートル1年につき	330円	

備考

- 1 この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。
- 3 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 4 占用の期間が1年に満たない場合又は占用の期間に1年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 5 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。

追加〔平成12年条例47号〕

別表第5（第8条の3関係）

土砂採取料

種別		単位	金額
泥土		1立方メートルにつき	23円
土砂		1立方メートルにつき	107円
砂		1立方メートルにつき	123円
砂利		1立方メートルにつき	123円
栗石（直径5センチメートル以上15センチメートル未満のもの）		1立方メートルにつき	145円
玉石（直径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの）		1立方メートルにつき	57円
転石	直径20センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき	70円
	直径50センチメートル以上1メートル未満のもの	1個につき	95円
	直径1メートル以上のもの	1個につき	107円

備考

- 1 この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 2 採取の数量が1立方メートルに満たない場合又は採取の数量に1立方メートル未満の端数がある場合には、その満たない数量又はその端数の数量については、1立方メートルとして計算する。
- 3 転石を庭石として採取する場合は、この表の転石の種別に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額の10倍の額とする。

追加〔平成12年条例47号〕

別表第6（第15条の3関係）

奥港	国頭村
----	-----

水納港 渡久地港 浜崎港 本部港 瀬底港	本部町
運天港 古宇利港	今帰仁村
前泊港 野甫港	伊平屋村
仲田港 内花港	伊是名村
伊江港	伊江村
金武湾港（金武地区、並里地区、伊芸地区、屋嘉地区）	金武町
金武湾港（石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地区、浜地区、比嘉地区） 中城湾港（津堅地区、アギ浜地区）	うるま市
中城湾港（熱田地区）	北中城村
中城湾港（西原地区）	西原町
中城湾港（馬天地区、仲伊保地区）	佐敷町
中城湾港（安座真地区） 徳仁港	知念村
兼城港	久米島町
栗国港	栗国村
渡嘉敷港	渡嘉敷村
座間味港 安護の浦港 慶留間港	座間味村
北大東港	北大東村
南大東港	南大東村
来間・前浜港	下地町
長山港	伊良部町
普天間港 水納港 前泊港	多良間村
白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港	竹富町
祖納港	与那国町

注 平成17年7月26日条例第39号により、平成17年10月1日から施行別表第6中

来間・前浜港	下地町
長山港	伊良部町

を

来間・前浜港 長山港	宮古島市
------------	------

に改める。